

平成31年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査の変更点について

教 職 員 課



## 平成31年度徳島県公立学校教員採用候補者選考審査の変更点について

教職員課

### ○ 平成31年度要綱に記載する変更事項

- 1 高等学校教諭「福祉」の出願資格について、「福祉」の免許状に加え、「介護福祉士」の資格を有するとしていますが、「介護福祉士」の資格を要件からはずし、有資格者には第1次審査の総合点で加点することとします。

これまで、高等学校教諭「福祉」の出願資格には、「福祉」の免許状に加え、「介護福祉士」の資格を有することを必須としていましたが、「介護福祉士」の資格は、現職教員の派遣研修などにより取得できること、また受審者拡大に向け要件を緩和する必要性もあることから、「介護福祉士」の資格を要件からはずし、有資格者には第1次審査で加点することとします。

- 2 特別選考①「社会人を対象とした選考」、②「特別免許状授与を前提とした社会人選考」について、その要件の「民間企業等で『通算して5年以上』正規社員として勤務」を、「民間企業等で『通算して3年以上』正規社員として勤務」に変更します。

特別選考①「社会人を対象とした選考」、②「特別免許状授与を前提とした社会人選考」について、その要件を、これまで「民間企業等で『通算して5年以上』正規社員として勤務」としていました。

しかし、文部科学省の「特別免許状授与の指針」では、主な認定の基準を「教科に関する専門分野に関する職務経験が概ね3年以上」としており、「3年以上の経験」が、その教科の専門性を担保する目安であることから、その要件を「民間企業等で『通算して3年以上』正規社員として勤務」とします。

3 特別選考⑥「臨時教員に係る特別選考」について、その要件である「本県の小・中・高等学校・特別支援学校で臨時教員等としての勤務経験『過去5年間に36月以上』」を、『過去4年間に24月以上』に変更します。

これまで、本県での臨時教員等としての勤務経験が「過去5年間に36月以上」ある受審者に対し、特別選考⑥「臨時教員に係る特別選考」として、第1次審査の筆記審査（教養）を免除していました。しかし、講師経験が24月の受審者は36月の受審者と同様に第1次審査の合格率が他に比べ高いことや、他県ではその要件を、勤務経験が「過去4年間に24月以上」とするところも多く、受審者の中には他県を併願することも少なくないことから、本県においても、その期間を緩和し、「過去4年間に24月以上」とします。

#### ○ 平成32年度審査の予告として要綱に記載する事項

4 平成32年度採用候補者選考審査から、小学校教諭と小・中・高・特支養護教諭において、前年度（平成31年度）第2次審査不合格者のうち、成績上位者を対象に特別選考⑦「前年度の選考審査結果による特別選考」を設け、第1次審査を免除します。

全国的に教員志願者が減少する中、優秀な教員の採用が課題となっており、本県においても、優れた人材を採用するために、受審者の拡大に向けた取組を更に推進する必要があります。

特に、他の校種と比べ志願者の減少が著しい小学校教諭と養護教諭においては、いかに志願者を増やし優秀な人材を確保していくかが、喫緊の課題となっています。また、小学校教諭においては、第2次審査不合格者の上位の者が他県で教員として採用されるというケースもあります。

そこで、小学校教諭と養護教諭において、前年度の第2次審査不合格者のうち成績上位者を対象に、当該年度の第1次審査を免除することで、受審者の拡大を図り、優秀な教員の採用を目指します。